



さの しんや 議員
佐野 伸也

譲渡計画終了後の改良住宅は

町長 今年度より売却申込み受付予定



譲渡が一区切りし、空き家の売却が計画される中、孤立した住宅がまばらに増加していくことへの対策が新たに求められている。

問 改良住宅の譲渡予定数の内訳は、滝見町住宅（以下住宅省略）8戸、三神町5戸、泉町1戸、前田9戸、三神東2戸、松原10戸、大柳7戸、豆川原2戸、中屋8戸であるが、町有住宅の譲渡予定数と、売却可能な空き家の数は。

答 町有住宅は計6戸で、内訳は三神町1戸、泉町4戸、中屋1戸。空き家は計20戸で、内訳は滝見町2戸、三神町5戸、泉町1戸、前田2戸、大柳3戸、松原3戸、豆川原3戸、中屋1戸。

問 住居者を孤立させないための町の対策は。

答 中長期の運営・管理の方針を定める中で、地域の意見を聞きながら検討していきたい。

問 耐震性能は。

答 建築基準法に基づき耐震診断の結果、基準値を満たしている。

問 空き家売却のスケジュールは。

答 令和7年度に、隣接譲渡者や、前契約者の親族、隣接賃貸契約者親族への売却を開始し、令和8年度には地元居住者や一般への売却を進めていく。

住宅名	建築年(西暦)	改良住宅	町有住宅	空き家
滝見町住宅	昭和47年(1972)	8	0	2
三神町住宅	昭和53年(1978)	5	1	5
泉町住宅	昭和54年(1979)	1	4	1
前田住宅	昭和55年(1980)	9	0	2
三神東住宅	昭和57年(1982)	2	0	0
松原住宅	昭和57年(1982)	10	0	3
大柳住宅	昭和61年(1986)	7	0	3
豆川原住宅	昭和61年(1986)	2	0	3
中屋住宅	昭和62年(1987)	8	1	1

譲渡数と売却可能な空き家数

独自ビジョンの具現化は

町長 早期に着手していく



のむら えいち 議員
野村 永一

まちづくりビジョンや都市計画マスタープランなどは、町長就任前に策定されている。自らの思いを実行に移す時期がきている。

問 本町が持つポテンシャルを最大限活用する未来に向けたまちづくりの方針は。

答 地域活性化による交流人口・関係人口・定住人口の創出を図り、地域住民を主体とした官民連携体制を強化し、地域間の連携を図り、特性を生かした地域づくりを発展・促進する。

問 まちづくりビジョンや都市計画マスタープランに基づく形で、地域づくりを推進する町長独自のビジョンの策定は。

答 目指す方向性や考え方を踏まえた取組みを様々な制度の活用も考慮しながら、独自のビジョンとして取りまとめていく。

問 有識者の参画は。



答 できる限り早期に進捗できるよう取組む。

答 経験豊富で柔軟な考えを持った有識者の方にご助力頂きたい。

問 エリアマネジメントの活用などの地域活動には、準備や関係者の意思統一に相応の時間を要する。早い時期での検討・協議の考えは。

※エリアマネジメントとは、地域における、良好な環境や固有の価値を維持・形成向上するための取組み。

国保も資格確認書を全加入者に

町長 国に準じ一律交付しない



みずたに くみこ 議員
水谷久美子

後期高齢者医療制度は、マイナ保険証の有無に関わらず資格確認書（無保険扱いを防ぐ）を一律交付。国保は、自治体の判断に委ねられた。

問 現時点では、マイナ保険証の保有者には、資格確認書は発行されずマイナ保険証でしか受診できない。有効期限切れで「無保険扱い」が増加しかねない。国保加入者も全員に資格確認書の発行をすべきではないか。

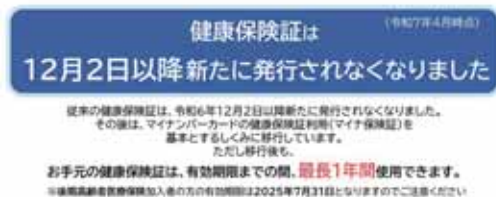
答 国の通知により、マイナ保険証への移行に一定の期間を要する可能性が一般的に高い状況ではなく、コスト等も考慮すると資格確認書の一律交付は考えていない。

問 厚生労働省は、「要配慮者には、資格確認申請の勧奨と丁寧な説明を」各市町村に求めている。要配慮者の対象基準は。

答 高齢者や障がい者など、利用に当たって配慮を必要とする方を対象と考えている。既に、社会福祉協議会など12の団体・施設を訪問し説明してきた。

問 自治体の裁量で一律交付でき、自治体の中にはすでに交付決定しHPなどで周知されている。町が一律交付した場合の概算予算額は。

答 検討していない。



厚生労働省HPより

相続登記の義務化対応は

町長 更に周知啓発活動を継続する

昨年4月1日から相続登記が義務化された。「所有者不明の土地の増加を抑制し、不動産取引の円滑を図る」ことを目的としている。

問 義務化の周知は。

答 令和2年度から固定資産税の納税通知書及び共有物件課税通知書に掲載し、税務課窓口にはチラシ、庁舎内には啓発ポスターの掲示、広報誌やデジタルサイネージへの掲載もしている。

問 町内外所有者不明件数及び昨年度における相続登記の実績は。実績は、例年より多いと理解してよい。また、相続人代表者の件数は。

答 不明件数は、21件で相続登記の土地の実績は、1814筆。所有する筆数が異なるため、一概に多いとは言えない。相続人代表者件数は、1370件。

問 相続登記を行う際、費用の一部を補助し、登記の推進を図る市区町村があるが町の見解は。

答 公平性の観点から現時点では考えていない。

- 相続登記を放棄すると
1. 10万円の過料を受けるリスク
 2. 権利関係の複雑化
 3. 不動産を手放せなくなる
 4. 復興を滞らせる

※相続人代表者とは、相続登記が完了するまでの間、亡くなった方名義の固定資産税納付通知書の送付先。共有の場合は、その代表者。
ほかに「養老中央公園の環境整備について」の質問もありました。